

【 結果の概要 】

1 地方公共団体における雇用状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.1%）

県の3機関（愛媛県知事部局、愛媛県警察本部、愛媛県公営企業管理局）に在職している算定の基礎となる職員数は5,247人、障害者の数は113.0人で実雇用率は2.15%と前年と同率となっている。

県知事部局及び県警察本部においては、引き続き法定雇用率を達成している。

なお、県公営企業管理局においては、従来法定雇用率を達成していたが、本年、未達成となった。（10月7日時点で達成）

(2) 市町の機関（法定雇用率2.1%）

市町の21機関に在職している算定の基礎となる職員数は10,463人、障害者の数は260.0人で実雇用率は2.48%と前年に比べ0.18ポイント上昇している。

全ての機関において、法定雇用率を達成した。

(3) 県の教育委員会（法定雇用率2.0%）

愛媛県教育委員会に在職している算定の基礎となる職員数は9,275人、障害者の数は159.0人で実雇用率は1.71%と前年に比べ0.06ポイント上昇した。不足数は前年の32.0人から26.0人と6.0人改善したが、他の公的機関に比べ不足数が多く、依然として未達成状態が続いている。

(4) 市町の教育委員会（法定雇用率2.0%）

市町の11教育委員会に在職している算定の基礎となる職員数は1,911人、障害者の数は44.0人で実雇用率は2.30%と前年に比べ0.20ポイント悪化した。

また、11市町教育委員会のうち10市町教育委員会が達成しているが、松山市教育委員会において未達成となった。

2 独立行政法人における雇用状況

愛媛労働局管内で障害者雇用義務のある独立行政法人（法定雇用率2.1%）は1法人で、国立大学法人愛媛大学に在職している算定の基礎となる職員数は1,273人、障害者の数は21.0人で実雇用率は1.65%と前年に比べ0.18ポイント上昇した。不足数は前年の7.0人から5.0人と改善したが、依然として未達成状態となっている。

3 民間企業における雇用状況

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率

1.8%の法定雇用率が適用される県内の一般民間企業（常用労働者数56人以上規模企業714社）における雇用状況は、対象労働者数が140,902人（前年比797人増加）、雇用されている障害者数が2,327.5人（前年比76.5人増加）で、実雇用

率は1.65%（前年比0.04ポイント上昇）となった。

このうち、身体障害者は1,836人（前年比29人増加）、知的障害者は439人（前年比24人増加）、精神障害者は52.5人（前年比23.5人増加）であった。

雇用義務対象企業が14社減少した中で、法定雇用率達成企業の数、前年より12社増加して389社となり、達成企業の割合は54.5%（前年比2.7ポイント上昇）となった。

(2) 企業規模別の状況

企業規模別でみると、雇用されている障害者の数は、500～999人規模、100～299人規模で減少したが、他の企業規模で前年より増加し、規模計では76.5人増加した。

実雇用率は、500～999人規模で低下し、100～299人規模で同率であったが、他の企業規模企業で上昇し、規模計では0.04ポイント上昇した。

法定雇用率達成企業の割合は、500～999人規模で悪化したが、規模計では2.7ポイント上昇した。

企業規模	実雇用率 (%)		増減 (p)
	平成20年度	平成19年度	
56～99人	1.66	1.55	0.11
100～299人	1.46	1.46	0.00
300～499人	1.65	1.56	0.09
500～999人	1.64	1.65	▲0.01
1,000人以上	1.91	1.85	0.06
計	1.65	1.61	0.04

(3) 産業別の状況

産業別でみると、業種によって増減のばらつきがみられる。

雇用されている障害者の数は、建設業、情報通信業などで減少したが、卸売・小売業、製造業などで増加し、産業計では76.5人増加した。

実雇用率は、サービス業、情報通信業などで低下したが、教育・学習支援業、卸売・小売業などで上昇し、産業計では0.04ポイント上昇した。

法定雇用率達成企業の割合は、情報通信業、複合サービス事業などで低下したが、教育・学習支援業、建設業などで上昇し、計では2.7ポイント上昇した。

産業	実雇用率 (%)		増減 (p)
	平成20年度	平成19年度	
建設業	1.55	1.63	▲0.08
製造業	1.68	1.62	0.06
情報通信業	1.59	1.70	▲0.11

運 輸 業	1. 6 8	1. 6 6	0. 0 2
卸 売 ・ 小 売 業	1. 6 1	1. 4 8	0. 1 3
金 融 ・ 保 険 業	1. 6 6	1. 7 3	▲ 0. 0 7
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	1. 6 6	1. 5 5	0. 1 1
医 療 ・ 福 祉	1. 7 7	1. 7 7	0. 0 0
教 育 ・ 学 習 支 援 業	0. 9 7	0. 4 5	0. 5 2
複 合 サ ー ビ ス 事 業	1. 4 8	1. 3 9	0. 0 9
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	1. 6 9	1. 8 3	▲ 0. 1 4
計	1. 6 5	1. 6 1	0. 0 4

【 行政の取組 】

公共職業安定所へ登録している障害者は増加傾向にあるが、雇用失業情勢が厳しさを増す中、障害者雇用への影響を注視する必要がある。

このため、各種雇用支援施策を活用して障害者の雇用を一層促進するとともに、法定雇用率達成指導の厳正な実施、職場定着への着実な取組を推進することとする。

(主な施策)

- ・ 法定雇用率の達成指導等に関する取組
 - ① 労働局幹部、公共職業安定所長等による雇用率達成指導、職域開発の実施
 - ② 雇用率対象企業等に対する労働局長、県知事連名による雇用勧奨文等の送付
- ・ 就職促進のための取組
 - ① 具体的目標数の設定
 - ② きめ細かな職業相談・職業紹介の積極的实施
 - ③ 求職者のニーズにあった個別求人開拓の推進
 - ④ 求人事業所への同行紹介による就職促進
 - ⑤ 障害者の職業能力開発、トライアル雇用、精神障害者ステップアップ雇用、ジョブコーチ支援、各種助成金など障害者雇用支援施策を有機的に活用した就職促進
 - ⑥ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、県立高等技術専門校、特別支援学校、医療・保健福祉機関、福祉施設等の関係機関と連携した「チーム支援」の実施による「就職の準備段階から職場定着まで」の効果的な支援